

その他地方拠点都市地域の整備に関し必要な事項

1. 地域振興に関する計画等との調和

この計画は、『21世紀の国土のグランドデザイン』、『国土形成計画』、『広島県総合計画(元気挑戦プラン)』、『備後新地方生活圏計画』、福山市、尾道市、府中市の総合計画、都市計画その他法令に基づく各種の計画等に配慮して作成したものであり、計画の推進に当たってもこれらの計画との調和を図りながら進める。

2. 人権尊重を基底にした地域整備の推進

当地域の整備に当たっては、人権尊重の理念を基底として、同和対策事業との調和を図り、同和問題の早期解決に資するよう努めるとともに、道路・公園等基盤施設については、高齢者や障がい者にとって安全で快適に暮らせる地域整備となるよう十分に配慮する。

3. 環境の保全

当地域の整備に当たっては、生活雑排水、産業排水による水質汚濁等の公害の防止、自然環境の保全、文化財の保護、産業廃棄物の適正な処理等、環境及び景観に十分に配慮する。

4. 地価の安定

当地域の整備に当たっては、土地の有効利用の促進等による地価の安定を図るとともに、県と当地域構成自治体が密接に連携して、地価動向及び土地取引状況の監視に努め、現行法制の積極的な活用を図ることにより、土地の投機的取引及び地価の高騰が生じないように留意する。

5. 適正かつ合理的な土地利用の確保

当地域の整備に当たっては、国土利用計画法等の土地利用関係法令の適切な運用を行うとともに、国土利用計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に基づき、適正かつ合理的な土地利用が図られるよう配慮する。特に、中心市街地の再整備に当たっては、細分化された土地の一体的利用や高度利用を促進する。

6. 国土の保全、災害の防止等

1) 国土の保全、災害の防止

当地域の整備に当たっては、都市防災施設の整備、建築物の耐震・不燃化、土地区画整理事業や市街地再開発事業による面的整備など、都市の防災構造化対策等に努める。また、適切な治山、河川、海岸、砂防、地すべり、急傾斜地対策等による国土の保全、多目的ダムの建設等による水資源の確保に努める。

2)住民生活の安全の確保

当地域の整備に当たっては、交通の安全と円滑が確保されるよう努めるとともに、地域の防犯対策等住民生活の安全の確保について十分配慮する。

7. 電気通信の高度化の促進

地域の特性を活かした電気通信の高度化を促進するため基盤の整備などを努めるとともに、ニューメディアによる地域の通信ネットワークを確立し、情報の受発信機能の向上に努める。

8. 農山漁村の整備の促進等に関する配慮

当地域の整備に当たっては、地方拠点都市地域内の農山漁村におけるほ場整備、農林道、漁港整備等の生活基盤の整備に努め、農林漁業の振興に配慮するとともに、活性化を図るため、都市と農山漁村地域との交流・共生に資する基盤や体制の整備を促進する。農林漁業との土地または水利用の調整、優良農地や漁場の確保等に努めることにより、農林漁業の健全な発展と調和が図られるよう十分配慮する。

また、これらの地区では特に環境保全が必要な区域が多く、塵芥処理施設の充実に努める。

9. 地域産業の健全な発展との調和

当地域の整備に当たっては、中小企業の振興に努めるとともに、情報サービス業や観光業を含めたサービス業、製造業等の発展に努めるなど地域産業の健全な発展との調和が図られるよう十分配慮し、地域における雇用の促進に配慮する。

10. 周辺地域の振興に関する配慮

当地域の整備に当たっては、広域的な交通・通信ネットワークの整備に配慮するとともに、高度通信基盤を活用した学術・教養文化施設やスポーツ・レクリエーション施設にかかる情報提供を行い、周辺地域に広域的な波及効果をもたらすよう努める。

11. 推進体制の確保

当地域の整備を円滑に推進するため、関係地方公共団体間の調整・連絡を行う組織として「福山地方拠点都市地域推進協議会」を設置しており、この組織を最大限に活用し、推進体制を確保するとともに、国や県、関係自治相互の密接な連絡や行政情報等の共有化を図り、一体的な整備を推進する。